

兵庫県公報

平成20年9月30日 火曜日 第2018号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
同上（同）	4
同上（同）	4
土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	5
道路の位置指定（建築指導課）	5
昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	5
昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（同）	6
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	6
大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	7
同上（同）	8
病院局辞令	
波内 俊三	9

告 示

兵庫県告示第987号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年9月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局ビグレットファーマシー	緒方 章	神戸市東灘区西岡本1-5-11	平成20年8月1日
薬局プレミアムファーマシー	有限会社 ユナイテッドフェローズ 代表取締役 谷口 典康	同 市同 区御影中町1-16-20 ポラリス御影1F	同 年9月1日
りょう歯科医院	梁 俊信	同 市灘区森後町2-3-20 ライオンズマンション六甲口102号	同 年1月1日
ペガサス西灘薬局	田中 葉子	同 市同区福住通4-5-9	同 年7月1日
くすのき薬局	濱野 謙一	同 市中央区楠町5-4-16-101	同 年8月1日
川田外科胃腸科	川田 哲己	同 市長田区浜添通2-1-7	同
さとう歯科	佐藤 浩司	同 市同 区大橋町4-4-1 アスタピアステーションフラッツ 201号	同
オレンジ薬局 垂水店	有限会社 オレンジ薬局 代表取締役 原田 昭夫	同 市垂水区日向2-1-4	平成20年9月1日
日向調剤薬局	有限会社 医療・介護研究会 代表取締役 肥越 雅樹	同 市同 区日向2-1-29	同 年8月1日

医療法人社団 すずむ会 訪問看護ステーション	医療法人社団 すずむ会 理事長 佐野 丞	同 市同 区名谷町丸尾451	同 月14日
たにぐちクリニック	谷口 隆弘	同 市北区山田町小部字向井谷1-1 B棟1号	同 月1日
垂井耳鼻咽喉科医院	垂井 康之	同 市同区道場町日下部1664 アネック スビル201号室	同 月7日
浜口内科クリニック	浜口 正輝	同 市同区桂木3-6-1	平成20年9月1日
キョウエイ調剤薬局 武 庫之荘本町店	株式会社 共栄 代表取締役 皆木 義郎	尼崎市武庫之荘本町1-1-1	同
ひかり調剤薬局	有限会社 グローリー 代表取締役 石井 重憲	同 市南武庫之荘1-23-15-102	同
医療法人社団 甲子園診 療所	医療法人社団 甲子園診療所 林 伸介	西宮市上甲子園4-5-15	平成20年7月24日
梅岡耳鼻咽喉科クリニ ック	梅岡 比俊	同 市樋之池町22-2	同 年9月1日
柏木つばさ薬局	有限会社 キットメディカル 取締役 伊藤 一彦	伊丹市柏木町1-110	同
花屋敷フレンド薬局	株式会社 フロンティア 代表取締役 大西 且祐	川西市南花屋敷4-6-7-3	同
医療法人 山西会 津田 病院	医療法人 山西会 理事長 山西 行徳	三田市東本庄2017	平成20年8月1日
てつお歯科医院	鈴木 哲夫	高砂市伊保港町1-8-14	同 月27日
小野ひまわり調剤薬局 東店	有限会社 神野調剤薬局 代表取締役 西尾 寛	小野市天神町1024-2	平成20年9月1日
段医院	段 秀和	姫路市林田町林田20	同 年8月1日
あがほ薬局	株式会社 フロンティア 代表取締役 大西 且祐	同 市飾磨区英賀春日町2-11	同
姫路医療生協 訪問看護 ステーションあぼし	姫路医療生活協同組合 理事長 荻野 俊夫	同 市網干区垣内本町553-20	平成20年7月1日

兵庫県告示第988号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年9月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	塩 見 忠 男	丹波市氷上町沼190番地 1
同	芦 田 岩 男	同 市氷上町御油127番地
同	中 島 常 雄	同 市氷上町御油405番地
同	芦 田 三千丈	同 市氷上町鴨内182番地
同	足 立 昇	同 市氷上町小谷90番地
同	中 澤 一 夫	同 市氷上町井中48番地 1
同	安 達 憲 也	同 市氷上町賀茂395番地 1
同	足 立 重 男	同 市氷上町賀茂943番地 1
同	谷 水 尚 道	同 市氷上町賀茂1427番地 5
同	荻 野 和 重	同 市氷上町賀茂1290番地
同	前 田 和 夫	同 市氷上町常楽958番地 3

同	白 井 正	同	市氷上町絹山639番地 1
同	白 井 秀 雄	同	市氷上町香良434番地
同	田 邊 重 喜	同	市氷上町伊佐口565番地
同	藤 谷 留 男	同	市氷上町日比宇162番地 1
同	西 山 豊	同	市氷上町棧敷262番地 1
同	坂 本 脩	同	市氷上町南油良288番地
同	由 良 悦 夫	同	市氷上町北油良533番地 1
同	田 中 利 明	同	市氷上町氷上224番地 1
監 事	芦 田 辰 夫	同	市氷上町沼431番地
同	安 田 邦 幸	同	市氷上町賀茂1432番地 2
同	荻 野 好 司	同	市氷上町香良317番地
同	榊 廣 志	同	市氷上町棧敷242番地
同	山 本 諭	同	市氷上町北由良524番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	依 正 行	丹波市氷上町沼20番地
同	芦 田 勝 利	同 市氷上町御油122番地
同	蘆 田 好 一	同 市氷上町御油268番地
同	宮 垣 保 政	同 市氷上町鴨内125番地
同	細 見 三 雄	同 市氷上町小谷70番地 1
同	中 澤 一 夫	同 市氷上町井中48番地 1
同	兼 古 捨 人	同 市氷上町賀茂208番地
同	足 立 初 男	同 市氷上町賀茂757番地
同	谷 水 尚 道	同 市氷上町賀茂1427番地 5
同	荻 野 和 重	同 市氷上町賀茂1290番地
同	前 田 和 夫	同 市氷上町常楽958番地 3
同	白 井 八洲郎	同 市氷上町絹山629番地
同	白 井 秀 雄	同 市氷上町香良434番地
同	田 邊 幸太郎	同 市氷上町伊佐口213番地
同	藤 谷 留 男	同 市氷上町日比宇162番地 1
同	西 山 豊	同 市氷上町棧敷262番地 1
同	坂 本 脩	同 市氷上町南油良288番地
同	由 良 悦 夫	同 市氷上町北油良533番地 1
同	荻 野 敏 弘	同 市氷上町氷上279番地
監 事	宮 垣 昭 男	同 市氷上町鴨内525番地 1
同	矢 尾 拓 巳	同 市氷上町井中1005番地
同	阿瀬井 將 文	同 市氷上町絹山427番地 3
同	谷 垣 敏 一	同 市氷上町棧敷168番地 1
同	炭 野 英 明	同 市氷上町氷上228番地 1

兵庫県告示第989号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年9月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	油 谷 池 地 区	平成20年 9月30日から 同 年10月20日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第990号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市木曾上畑字石ヶ谷384の1、384の2、385、387、392の1、392の2、400の1、400の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第991号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市尾崎字住居谷4328
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第992号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市高山字西山甲291、甲309、甲326の1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第993号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、稲美町国岡西部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	辻 元 光 雄	加古郡稲美町国岡30番地の6
副理事長	鳴 瀧 安 男	同 郡同 町国岡5丁目183番地の2
理 事	小 山 國 夫	同 郡同 町国岡629番地の4
同	鳴 瀧 浩 一	同 郡同 町国岡892番地の1
同	鳴 瀧 武 男	同 郡同 町国岡918番地の1
同	福 田 光 正	同 郡同 町国岡6丁目68番地
同	古 谷 博	同 郡同 町国岡695番地

兵庫県告示第994号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 9月30日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20但豊位置 0001号	20.9.16	豊岡市日撫字滝ヶ谷292番22	8.02	72.59
		同 市下宮字ナンゴ104番3の一部、105番2、106番4	8.01~8.02	10.33

兵庫県告示第995号

昭和39年兵庫県告示第332号の12(兵庫県の指定金融機関等の名称等)の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から適用する。

平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中

「

日 生 信 用 金 庫	同	上
商 工 組 合 中 央 金 庫	同	上
近 畿 労 働 金 庫	同	上

」

を

「

日 生 信 用 金 庫	同	上
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	同	上
近 畿 労 働 金 庫	同	上

」

に改める。

兵庫県告示第996号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から適用する。

平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

同 神崎支店	神崎郡神河町福本
同 柏原支店	丹波市柏原町柏原

」

を

「

同 神崎支店	神崎郡神河町福本
同 柏原支店	丹波市柏原町柏原
同 芦屋北支店	芦屋市東山町

」

に、

「

宝塚自家用自動車協会	宝塚市旭町
------------	-------

」

を

「

宝塚自家用自動車協会	宝塚市旭町
社自家用自動車協会	加東市社

」

に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
豊岡市日高町太田字梅ヶ坪1348番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
豊岡市日高町太田1番地の1
小西光明
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年8月7日
兵庫県指令但馬(建1)第1-2号(19豊岡)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
美方郡新温泉町芦屋字水尻853番87、853番94、853番106、853番109、853番110、853番114、853番115、
853番87地先、853番94地先、853番106地先、853番109地先、853番115地先
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
美方郡新温泉町芦屋365番地
株式会社マルワ渡辺水産 代表取締役 渡辺隆一
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年9月8日
兵庫県指令但馬(建2)第1-1号(20新温泉)

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ミドリ加古川店
所在地 加古川市尾上町安田311番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三菱UFJリース株式会社
代表者の氏名 小幡尚孝
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ミドリ電化
代表者の氏名 中口雄司
住所 尼崎市潮江一丁目1番50号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年5月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,262平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
186台
 - (2) 駐輪場の収容台数
122台
 - (3) 荷さばき施設の面積
67.9平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量

20.2立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成20年9月5日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成20年9月30日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成21年1月30日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゴダイドラッグ今宿
所在地 姫路市東今宿三丁目1387-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ゴダイ株式会社
代表者の氏名 浦上晃之
住所 加古川市野口町野口160番地の6

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ゴダイ株式会社
代表者の氏名 浦上晃之
住所 加古川市野口町野口160番地の6

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年5月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,369.05平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数

- 53台
- (2) 駐輪場の収容台数
40台
- (3) 荷さばき施設の面積
42平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成20年9月4日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成20年9月30日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成21年1月30日
- (2) 提出先
中播磨県民局県土整備部まちづくり課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地

病 院 局 辞 令

平成20年8月31日付

(県立塚口病院診療部内科部長)

波 内 俊 三

願により兵庫県職員を免ずる